

令和3年度 第1回射水市国民健康保険運営協議会

日 時 令和3年8月19日(木)
書面開催

次 第

議 題

- 1 令和2年度国民健康保険事業特別会計決算見込について 資料1
- 2 国民健康保険の現況について
- 3 保健事業について
- 4 国民健康保険税について
- 5 その他(報告事項)
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について(適用期間の延長) 資料2
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金の支給について(適用期間の延長) 資料3
 - (3) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要について 資料4

令和 2 年 度

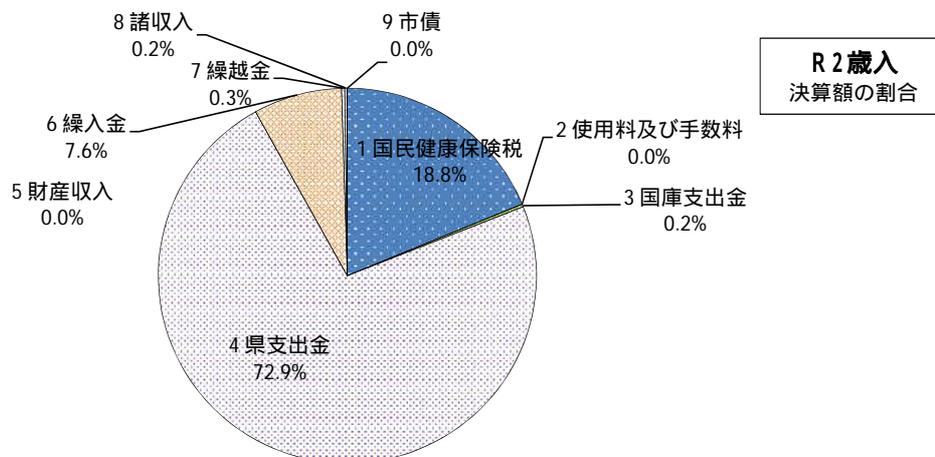
射水市国民健康保険事業の状況

目 次

	頁
1 令和2年度国民健康保険事業特別会計決算見込について	
(1) 歳入の状況 . . .	1
(2) 歳出の状況 . . .	2
(3) 財政調整基金の状況 . . .	3
2 国民健康保険事業の現況について	
(1) 加入状況の推移 . . .	4
(2) 一人当たり療養諸費費用額の推移 . . .	5
(3) 診療諸率の推移 . . .	6
(4) 疾病分類からみた罹患状況 . . .	7
(5) 年齢階層別の疾病別医療費構成 . . .	8
3 保健事業について . . .	9 ~ 10
4 国民健康保険税について . . .	11

1 令和2年度国民健康保険事業特別会計決算見込について

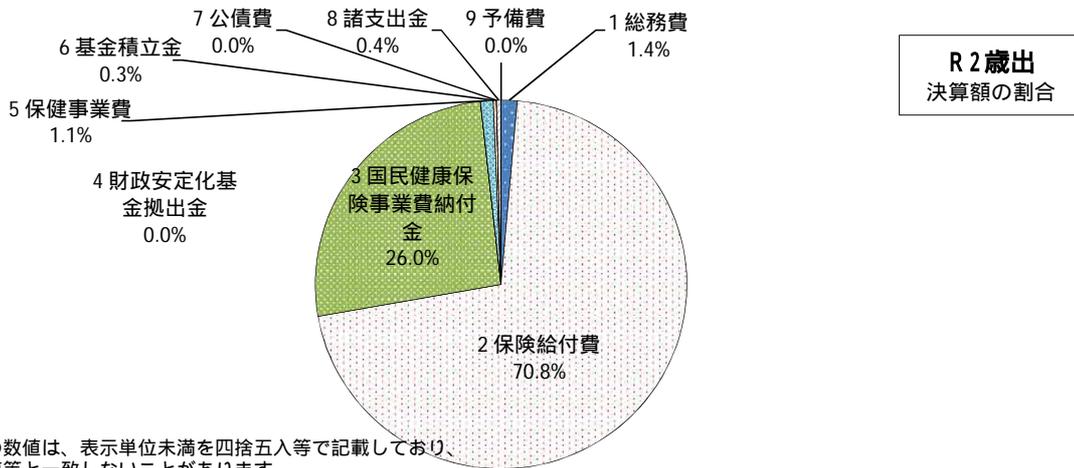
(1) 歳入の状況



図表の数値は、表示単位未満を四捨五入等で記載しており、合計数値等と一致しないことがあります。

科目	令和2年度 決算見込額 (千円)	令和元年度 決算額 (千円)	対前 年比	説明
1 国民健康保険税	1,476,845	1,492,078	0.99	医療分(0~74歳)、後期高齢者支援金分(0~74歳)、介護納付金分(40~64歳)の所得割、均等割、平等割
一般被保険者分	1,475,633	1,490,291	0.99	退職被保険者等以外の国保加入者
退職被保険者等分	1,212	1,787	0.68	65歳未満の老齢(退職)年金受給者及びその扶養者(要件あり)、令和元年度末で経過措置終了
2 使用料及び手数料	590	628	0.94	国保税の督促手数料
3 国庫支出金	18,473	2,386	7.74	国から交付される補助金等
4 県支出金	5,739,165	5,960,101	0.96	
保険給付費等交付金 (普通交付金)	5,549,018	5,777,349	0.96	県が市町村に交付する保険給付費
保険給付費等交付金 (特別交付金)	179,933	171,103	1.05	各市町村の実情に応じて交付される交付金等
国保強化助成費補助金	10,214	11,649	0.88	県単医療費助成の実施に伴う「医療費波及増」に対する助成
財政安定化基金交付金	0	0	-	災害等のやむを得ない事情により収入不足が生じた場合に、県財政安定化基金から交付される交付金
5 財産収入	399	734	0.54	財政調整基金の運用利子
6 繰入金	594,698	796,402	0.75	
一般会計繰入金	494,698	496,402	1.00	定めに基づく一般会計からの繰入金
基金繰入金	100,000	300,000	-	財政調整基金からの繰入金
7 繰越金	22,534	53,372	0.42	前年度からの繰越金
8 諸収入	16,560	14,525	1.14	国保税の延滞金、第三者(交通事故等の加害者)からの徴収金、国保資格喪失後の受診等の返納金など
9 市債	0	0	-	保険税の収入不足が生じた場合に県財政安定化基金から借り入れる借入金
計	7,869,263	8,320,225	0.95	

(2) 歳出の状況



図表の数値は、表示単位未満を四捨五入等で記載しており、合計数値等と一致しないことがあります。

科目	令和2年度 決算見込額 (千円)	令和元年度 決算額 (千円)	対前 年比	説明
1 総務費	110,387	112,415	0.98	国保事業を運営するための一般事務費
2 保険給付費	5,557,641	5,792,859	0.96	医療分(0~74歳)、後期高齢者支援金分(0~74歳)、介護納付金分(40~64歳)の所得割、均等割、平等割
療養諸費(一般)	4,818,762	5,042,553	0.96	医療機関等で保険証を提示して受診した医療費の保険者負担分
" (退職)	19	4,175	0.00	医師の指示により鍼、灸、マッサージ等を受けた場合の費用や補装具代の給付
高額療養費(一般)	703,786	715,387	0.98	同月内の医療費の支払が自己負担限度額を超えた場合の差額の給付
" (退職)	0	508	0.00	
移送費	0	0	-	医師の指示により入院や転院等の移送を行った場合の費用の給付
出産育児諸費	17,910	12,081	1.48	出産1件につき404,000円(産科医療補償制度加入医療機関で出産の場合は16,000円加算)を給付
葬祭費	3,480	3,120	1.12	葬祭1件につき30,000円を給付
審査手数料	13,685	15,036	0.91	国保連合会が実施するレセプト審査に係る手数料
3 国民健康保険事業費納付金	2,038,300	2,212,295	0.92	富山県全体の保険給付費の必要額の見込みから、射水市の医療費水準などを考慮して県が算出した納付金
医療給付費分	1,378,528	1,552,350	0.89	納付金のうち医療費にかかる分 令和元年度は平成29年度前期高齢者交付金精算金98,232千円が含まれている。
後期高齢者支援金分	492,784	503,486	0.98	納付金のうち後期高齢者支援金にかかる分
介護納付金分	166,130	151,688	1.10	納付金のうち介護納付金にかかる分
退職者医療分	858	4,771	0.18	納付金のうち退職者医療制度にかかる分
4 財政安定化基金拠出金	0	0	-	災害等やむを得ない事情により財政安定化基金交付金を受けた場合の拠出金(交付金の1/3)
5 保健事業費	86,224	86,115	1.00	特定健康診査、特定保健指導、訪問指導、若年健診、身体すっきり教室、人間ドック助成など
6 基金積立金	22,933	54,104	0.42	財政調整基金への積立金
7 公債費	0	0	-	一時借入金の利息
8 諸支出金	30,911	39,902	0.77	過年度国保税の還付金、過年度国県補助金等の精算に伴う返還金など
9 予備費	0	0	-	予備費
計	7,846,395	8,297,691	0.95	

令和2年度歳入歳出差引額

歳入 7,869,263 千円 - 歳出 7,846,395 千円 = 22,868 千円

(3) 政調整基金の状況

年度	年度当初基金残高	積立額	取崩額	年度末基金残高
29	698,141,751円	647,394円	0円	698,789,145円
30	698,789,145円	81,594,927円	0円	780,384,072円
R1	780,384,072円	54,104,000円	300,000,000円	534,488,072円
R2 (見込)	534,488,072円	22,932,731円		557,420,803円 (3月31日現在)
			100,000,000円	457,420,803円 (5月31日現在)
R3 (見込)	457,420,803円	22,876,430円 (当初予算8,000円含む)		480,297,233円 (3月31日見込)
			92,847,000円	387,450,233円 (5月31日見込)

積立額は、基金利息を含んでいます。

2 国民健康保険の現況について

被保険者数は年々減少し、年齢構成では60歳以上が全体の63%以上を占めている。

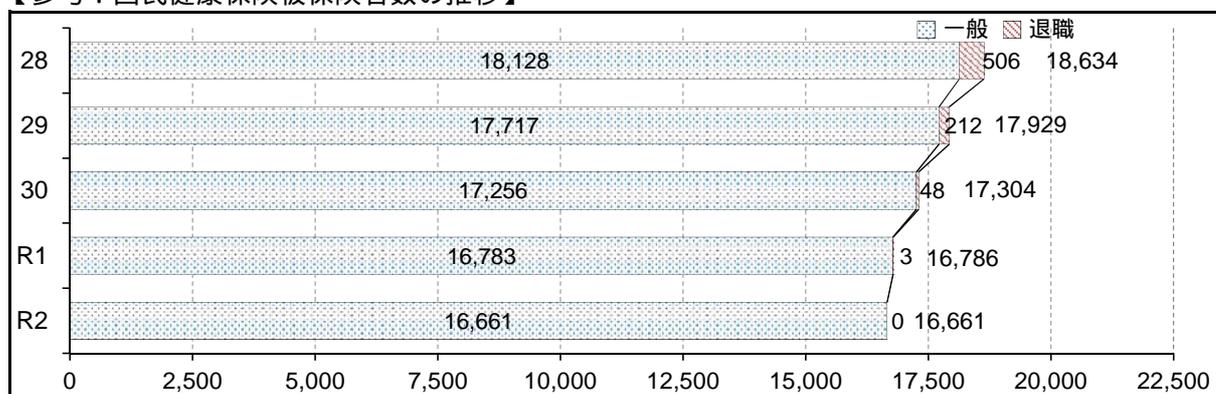
また、退職者医療制度は、令和元年度までの経過措置となっている。

(1) 加入状況の推移

年度	射水市		国民健康保険加入者				加入率	
	世帯数 (A) (世帯)	人口 (B) (人)	世帯数 (C) (世帯)	被保険者数(D)			世帯 (C)/(A) (%)	人数 (D)/(B) (%)
				一般 (人)	退職 (人)	計 (人)		
28	34,462	93,717	11,441	18,128	506	18,634	33.2%	19.9%
29	34,768	93,343	11,232	17,717	212	17,929	32.3%	19.2%
30	35,225	92,867	11,009	17,256	48	17,304	31.3%	18.6%
R1	35,809	92,689	10,885	16,783	3	16,786	30.4%	18.1%
R2	36,125	92,130	10,864	16,661	0	16,661	30.1%	18.1%

各年度末現在

【参考：国民健康保険被保険者数の推移】



【参考：国民健康保険被保険者の年齢構成（令和3年3月末現在）】

年齢階層	射水市 人口 (人)	被保険者数(全体)			一 般		退 職	
		人数 (人)	構成比 (%)	加入率 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
0歳～9歳	7,082	547	3.3%	7.7%	547	3.3%		
10歳～19歳	8,919	706	4.2%	7.9%	706	4.2%		
20歳～29歳	8,584	797	4.8%	9.3%	797	4.8%		
30歳～39歳	9,317	927	5.6%	9.9%	927	5.6%		
40歳～49歳	13,674	1,525	9.2%	11.2%	1,525	9.2%		
50歳～59歳	11,315	1,548	9.3%	13.7%	1,548	9.3%		
60歳～69歳	11,125	4,757	28.6%	42.8%	4,757	28.6%		
70歳～74歳	8,154	5,854	35.1%	71.8%	5,854	35.1%		
75歳～	13,960							
合 計	92,130	16,661	100.0%	18.1%	16,661	100.0%		

75歳以上は後期高齢者医療保険への加入となる。

(2) 一人当たり療養諸費費用額の推移

療養給付費

年度	一 般			退 職			全 体		
	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比
28	4,969,605	274,140	1.00	198,316	391,929	1.48	5,167,921	277,338	1.00
29	4,912,701	277,287	1.01	98,281	463,590	1.18	5,010,982	279,490	1.01
30	4,893,204	283,565	1.02	25,246	525,958	1.13	4,918,450	284,238	1.02
R1	4,973,158	296,321	1.04	4,115	1,371,667	2.61	4,977,273	296,513	1.04
R2 (見込)	4,753,862	285,329	0.96	19			4,753,881	285,330	0.96

療養費

年度	一 般			退 職			全 体		
	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比
28	81,801	4,512	0.97	2,610	5,158	1.73	84,411	4,530	0.98
29	74,879	4,226	0.94	1,420	6,698	1.30	76,299	4,256	0.94
30	76,653	4,442	1.05	531	11,063	1.65	77,184	4,460	1.05
R1	69,637	4,149	0.93	60	20,000	1.81	69,697	4,152	0.93
R2 (見込)	64,900	3,895	0.94	0			64,900	3,895	0.94

高額療養費

年度	一 般			退 職			全 体		
	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比
28	689,563	38,039	1.08	37,441	73,994	1.54	727,004	39,015	1.06
29	701,310	39,584	1.04	17,079	80,561	1.09	718,389	40,069	1.03
30	685,119	39,703	1.00	3,746	78,042	0.97	688,865	39,810	0.99
R1	715,387	42,626	1.07	508	169,333	2.17	715,895	42,648	1.07
R2 (見込)	703,786	42,242	0.99	0			703,786	42,242	0.99

その他

年度	出産育児一時金		葬祭費	
	決算額 (千円)	件数 (件)	決算額 (千円)	件数 (件)
28	30,910	74件	3,360	123件
29	19,108	45件	3,300	112件
30	20,526	49件	3,930	131件
R1	12,075	29件	3,120	104件
R2 (見込)	17,901	44件	3,480	116件

出産育児一時金

H27.1.1～ 1件 404千円 + 加算額16千円

(注) 産科医療保障制度加入医療機関で出産した場合に加算

葬祭費

H20.4.1～ 1件 30千円

(3) 診療諸率の推移

一人当たり医療費

	年度	診療費				調剤 (円)	食事療養 (円)	訪問看護 (円)	合計 (円)
		入院 (円)	入院外 (円)	歯科 (円)	計 (円)				
射水市	28	140,956	129,523	23,804	294,284	63,385	7,693	534	365,895
	29	142,740	132,317	23,792	298,849	63,623	7,787	867	371,127
	30	148,919	133,200	24,669	306,789	60,829	7,963	1,409	376,990
	R1	156,023	138,802	25,914	320,739	62,550	7,892	1,541	392,723
	R2 (見込)	149,584	132,455	24,211	306,250	65,251	7,446	1,782	380,730
富山県 (市町村)	28	147,547	130,717	22,373	300,637	61,705	8,429	934	371,705
	29	153,570	131,263	22,434	307,266	62,335	8,588	1,166	379,356
	30	156,044	133,508	23,137	312,689	60,562	8,574	1,483	383,308
	R1	161,345	137,610	23,374	322,329	63,034	8,593	1,784	395,739
	R2								

受診率・一件当たり日数

	年度	受診率				一件当たり日数			
		入院 (件)	入院外 (件)	歯科 (件)	計 (件)	入院 (日)	入院外 (日)	歯科 (日)	計 (日)
射水市	28	26.89	838.74	201.10	1,066.73	16.33	1.50	1.81	1.93
	29	26.78	833.10	204.79	1,064.67	16.86	1.46	1.76	1.91
	30	27.46	839.00	209.96	1,076.41	16.68	1.45	1.76	1.90
	R1	28.08	837.19	215.21	1,080.48	16.10	1.44	1.72	1.88
	R2 (見込)	25.87	773.52	191.78	991.18	16.21	1.39	1.69	1.83
富山県 (市町村)	28	28.56	876.25	179.36	1,084.17	16.74	1.51	1.91	1.98
	29	29.09	869.56	181.57	1,080.22	16.86	1.49	1.86	1.97
	30	29.12	880.78	187.60	1,097.49	16.72	1.48	1.83	1.94
	R1	29.43	885.52	194.31	1,109.27	16.61	1.46	1.76	1.92
	R2								

一件当たり診療費

	年度	一件当たり診療費			
		入院 (円)	入院外 (円)	歯科 (円)	計 (円)
射水市	28	524,198	15,443	11,837	27,587
	29	533,024	15,882	11,618	28,070
	30	542,396	15,876	11,750	28,501
	R1	555,661	16,580	12,041	29,685
	R2 (見込)	578,128	17,124	12,624	30,898
富山県 (市町村)	28	516,678	14,918	12,473	27,730
	29	527,875	15,095	12,356	28,445
	30	535,931	15,158	12,333	28,491
	R1	548,198	15,540	12,029	29,058
	R2				

$$\frac{\text{一人当たり医療費}}{\text{年間医療費}} \times 100 = \frac{\text{年間平均被保険者数}}{\text{受診率 (被保険者100人当たり件数)}} \times 100$$

$$\frac{\text{一件当たり日数}}{\text{年間受診日数}} = \frac{\text{年間受診件数}}{\text{年間平均被保険者数}}$$

$$\frac{\text{一件当たり診療費}}{\text{年間診療費}} = \frac{\text{年間診療費}}{\text{年間受診件数}}$$

(4) 疾病分類からみた罹患状況
総件数の割合

令和2年度診療分					令和元年度診療分		
順位	疾病分類	射水市 (%)	順位	富山県 (%)	順位	疾病分類	射水市 (%)
1	循環器系の疾患	18.02%	1	17.31%	1	循環器系の疾患	17.40%
2	内分泌、栄養及び代謝疾患	17.22%	2	17.13%	2	内分泌、栄養及び代謝疾患	16.38%
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.63%	3	11.01%	3	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.50%
4	眼及び付属器の疾患	9.25%	4	9.36%	4	眼及び付属器の疾患	9.06%
5	消化器系の疾患	6.05%	6	5.94%	5	呼吸器系の疾患	8.35%
6	精神及び行動の障害	5.88%	5	6.10%	6	消化器系の疾患	5.79%
7	呼吸器系の疾患	5.65%	8	5.48%	7	精神及び行動の障害	5.56%
8	皮膚及び皮下組織の疾患	5.63%	7	5.61%	8	皮膚及び皮下組織の疾患	5.33%
9	神経系の疾患	4.84%	9	4.76%	9	神経系の疾患	4.68%
10	新生物	4.21%	11	3.78%	10	新生物	3.98%
小計		87.39%	86.47%		小計		87.02%
合計		100.00%	100.00%		合計		100.00%

一人当たり診療費

令和2年度診療分					令和元年度診療分		
順位	疾病分類	射水市 (円)	順位	富山県 (円)	順位	疾病分類	射水市 (円)
1	新生物	72,229	1	68,667	1	新生物	72,814
2	循環器系の疾患	47,481	2	48,499	2	循環器系の疾患	51,399
3	内分泌、栄養及び代謝疾患	34,040	3	33,534	3	筋骨格系及び結合組織の疾患	33,729
4	筋骨格系及び結合組織の疾患	32,543	5	30,915	4	内分泌、栄養及び代謝疾患	32,761
5	精神及び行動の障害	26,708	4	32,684	5	精神及び行動の障害	29,309
6	消化器系の疾患	19,732	7	18,935	6	呼吸器系の疾患	22,363
7	神経系の疾患	19,136	6	22,907	7	消化器系の疾患	20,724
8	腎尿路生殖器系の疾患	16,726	8	18,377	8	神経系の疾患	17,682
9	眼及び付属器の疾患	15,894	10	14,831	9	腎尿路生殖器系の疾患	16,905
10	呼吸器系の疾患	15,842	9	15,866	10	眼及び付属器の疾患	16,282
小計		300,331	305,215		小計		313,968
合計		340,706	345,300		合計		355,525

富山県(参考)については国保組合(医師国保・建設国保)含まない。

(注)病名については、社会保険表章用疾病分類表(大分類)に基づき抽出

- ・ 感染症及び寄生虫症 ... 腸管感染症、結核、ウイルス肝炎など
- ・ 新生物 ... 悪性新生物(がん)、悪性リンパ腫、白血病など
- ・ 内分泌、栄養及び代謝疾患 ... 甲状腺障害、糖尿病など
- ・ 精神及び行動の障害 ... 認知症、統合失調症、躁うつ病など
- ・ 神経系の疾患 ... パーキンソン病、アルツハイマー病、てんかんなど
- ・ 眼及び付属器の疾患 ... 結膜炎、白内障など
- ・ 耳及び乳様突起の疾患 ... 外耳炎、中耳炎、メニエール病など
- ・ 循環器系の疾患 ... 高血圧性疾患、心疾患、脳梗塞、動脈硬化など
- ・ 呼吸器系の疾患 ... かぜ、肺炎、アレルギー性鼻炎、気管支炎、ぜん息など
- ・ 消化器系の疾患 ... 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝疾患など
- ・ 皮膚及び皮下組織の疾患 ... 皮膚炎、湿疹など
- ・ 筋骨格系及び結合組織の疾患 ... 関節症、椎間板障害、骨粗しょう症など
- ・ 腎尿路生殖器系の疾患 ... 腎不全、尿路結石症、前立腺肥大など
- ・ 損傷、中毒及びその他の外因の影響 ... 骨折、熱傷(やけど)、中毒など

(5) 年齢階層別の疾病別医療費構成 上位3疾病 (令和2年4月～令和3年3月診療分)

中年層の入院では「精神及び行動の障害」、外来では「新生物<腫瘍>」、高年層においては入院・外来ともに「新生物<腫瘍>」「循環器系の疾患」が上位を占めている。

年齢	順位	入院	外来
0歳 ~ 14歳	1位	周産期に発生した病態	呼吸器系の疾患
	2位	先天奇形、変形及び染色体異常	内分泌、栄養及び代謝疾患
	3位	耳及び乳様突起の疾患	皮膚及び皮下組織の疾患
15歳 ~ 39歳	1位	精神及び行動の障害	精神及び行動の障害
	2位	呼吸器系の疾患	皮膚及び皮下組織の疾患
	3位	消化器系の疾患	尿路性器系の疾患
40歳 ~ 49歳	1位	精神及び行動の障害	新生物<腫瘍>
	2位	呼吸器系の疾患	精神及び行動の障害
	3位	神経系の疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患
50歳 ~ 59歳	1位	精神及び行動の障害	新生物<腫瘍>
	2位	新生物<腫瘍>	尿路性器系の疾患
	3位	皮膚及び皮下組織の疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患
60歳 ~ 69歳	1位	新生物<腫瘍>	新生物<腫瘍>
	2位	循環器系の疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患
	3位	筋骨格系及び結合組織の疾患	循環器系の疾患
70歳 ~ 74歳	1位	新生物<腫瘍>	新生物<腫瘍>
	2位	循環器系の疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患
	3位	筋骨格系及び結合組織の疾患	循環器系の疾患

3 保健事業について

被保険者の生活習慣病等の発症や重症化予防を図るため、特定健康審査・特定保健指導の受診率の向上、疾病予防事業等に積極的に取り組み、健康寿命の延伸と医療費適正化に努めている。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画に基づき、40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健康診査を実施し、その健診結果をもとに内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着眼した生活習慣病予防のための特定保健指導を実施している。

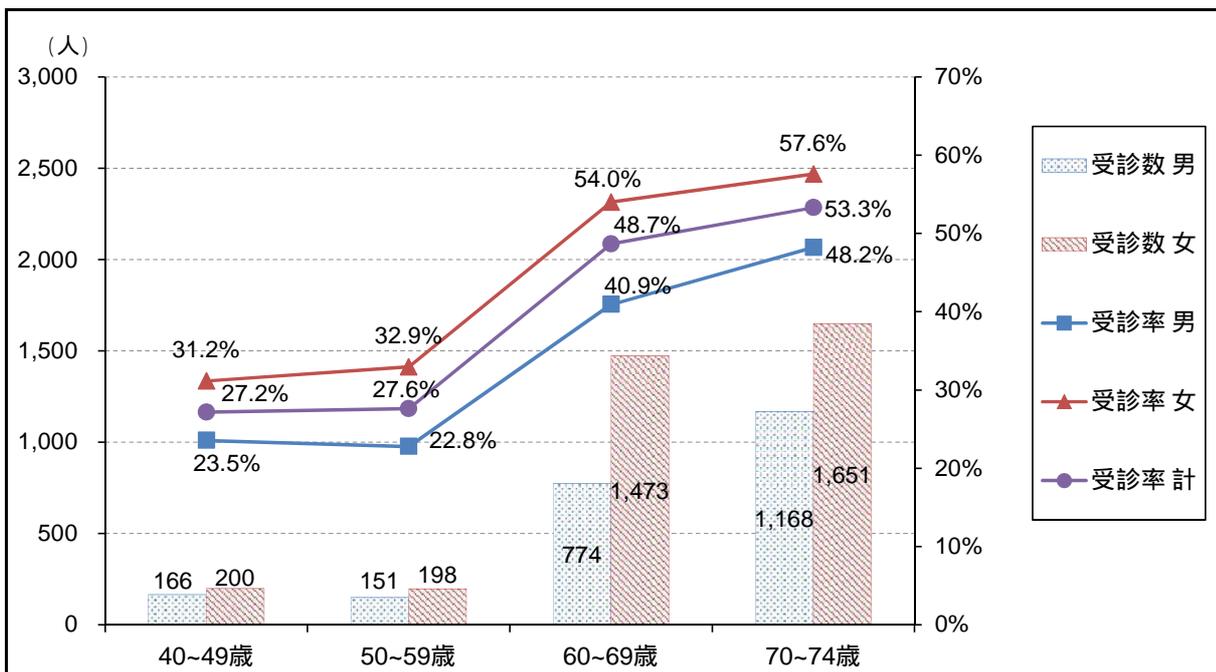
【特定健康診査・特定保健指導実施状況】

年度	特定健康診査				特定保健指導			
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	富山県 受診率 (%)	対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)	富山県 実施率 (%)
27	14,623	6,540	44.7%	42.9%	808	125	15.5%	25.0%
28	13,961	6,287	45.0%	43.0%	766	212	27.7%	24.6%
29	13,458	6,236	46.3%	43.9%	700	239	34.1%	28.7%
30	12,973	6,038	46.5%	44.7%	640	226	35.3%	31.7%
R1	12,517	5,781	46.2%	44.7%	649	289	44.5%	34.9%

各年法定報告値

【令和元年度特定健康診査の年代別受診数及び受診率】

年代	対象者			受診者			受診率		
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (%)	女 (%)	計 (%)
40～49歳	705	642	1,347	166	200	366	23.5%	31.2%	27.2%
50～59歳	663	601	1,264	151	198	349	22.8%	32.9%	27.6%
60～69歳	1,891	2,727	4,618	774	1,473	2,247	40.9%	54.0%	48.7%
70～74歳	2,422	2,866	5,288	1,168	1,651	2,819	48.2%	57.6%	53.3%
合計	5,681	6,836	12,517	2,259	3,522	5,781	39.8%	51.5%	46.2%



(2) 保健事業及び疾病予防事業

人間ドック・若年健診

疾病の早期発見、早期治療並びに健康管理の促進を目的に、被保険者を対象に人間ドック受検費用の助成を実施している。

また、若い年代から自分の健康状態を知る機会とするため、平成28年度からは35歳から39歳を対象とした若年健診を実施している。

年度	人間ドック受検者数	若年健診受診者数(受診率)
R1	622人	95人(17.6%)
R2	515人	106人(20.5%)

身体すっきり教室

日常生活運動の積み重ねによる運動習慣の定着化を図るため、全地区で身体すっきり教室を開催し、生活習慣病の予防に努めている。

【身体すっきり教室実施状況】

年度	身体すっきり教室		ポイントラリー達成者
	開催数	参加者数(延べ)	
R1	9回	249人	4回以上参加 26人
R2	10回	149人	5回以上参加 15人

訪問指導

「血圧・血糖・脂質の服薬コントロール不良者」及び「非肥満者(非メタボ)の受診勧奨域者」を訪問し、個別指導を実施している。

【訪問指導実施状況】

年度	コントロール不良者訪問者数
R1	225人
R2	361人

多受診者等への受診指導

重複受診、頻回受診、重複服薬者に対し、訪問により受診指導を実施している。

- ・重複受診 1か月間に同系の疾病を理由に3医療機関以上受診している者
- ・頻回受診 1か月間に8回以上受診している者
- ・重複服薬 1か月間に同系の医薬品が複数の医療機関(薬局)で処方され、その日数合計が60日を超える者

【受診指導実施状況】

年度	指導実施者				指導後の行動変容率
	重複受診	頻回受診	重複服薬	計	
R1	0人	21人	11人	30人	83.3%
R2	0人	25人	5人	30人	100%

糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病未治療者、治療中断者のうち糖尿病性腎症の可能性の高い被保険者を優先的に医療に結び付けるとともに、糖尿病治療中の糖尿病性腎症患者に対しても、進行予防に向けて、医療と連携した保健指導を実施することで、人工透析への移行を防止し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図る。

令和2年度

- ・治療中断者等への医療機関受診勧奨実施者(治療中断者13人、未治療者11人)
- ・糖尿病治療中の患者に対する医療と連携した保健指導の実施(5人)

4 国民健康保険税について

令和元年度における1人当たりの国保税の調定額は、県内15市町村中、13位である。
 収納率については、県内15市町村中、11位である。

(1) 調定額の推移

年度	一世帯当たり調定額			一人当たり調定額		
	射水市 (円)	対前年比	富山県 (円)	射水市 (円)	対前年比	富山県 (円)
28	140,707	1.01	147,533	85,422	1.02	93,452
29	138,204	0.98	145,817	85,771	1.00	93,766
30	137,777	1.00	145,219	86,849	1.01	94,530
R1	135,778	0.99	144,788	87,121	1.00	95,479
R2	134,779	0.99		87,329	1.00	

(2) 収納率の推移

年度	射水市					富山県 (現年課税分) (%)
	現年課税分			滞納繰越分		
	一般 (%)	退職 (%)	合計 (%)	一般 (%)	退職 (%)	
29	96.14	99.54	96.20	15.00	15.19	94.92
30	96.23	97.93	96.24	14.15	13.76	95.39
R1	96.04	100.00	96.04	14.11	12.41	95.23
R2	96.41		96.41	15.19	24.32	

【令和3年度国民健康保険税率一覧表】

区 分		税 率	賦課限度額
医療分 (0~74歳)	所得割額	6.8 %	63 万円
	均等割額	24,000 円	
	平等割額	24,000 円	
後期高齢者支援金分 (0~74歳)	所得割額	1.9 %	19 万円
	均等割額	6,600 円	
	平等割額	5,600 円	
介護分 (40~64歳)	所得割額	1.2 %	17 万円
	均等割額	7,000 円	
	平等割額	6,000 円	

(注) 均等割額 ... 所得に関係なく1人につき
 平等割額 ... 所得に関係なく1世帯につき

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険税の減免について（適用期間の延長）

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、国が定める基準に基づき国民健康保険税の減免を行うもの。

2 減免対象世帯及び減免額（令和2年度と同様）

適用範囲（減免対象）	減免額
(1)新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の <u>主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u>	全額免除
(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「<u>事業収入等</u>」という。）の減少が見込まれる世帯</u> <要件> <u>主たる生計維持者について、次の～の全てに該当する場合</u> 事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 減少すると見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じて対象保険税額（*1）を減額又は免除（*2） 〔 算定については、以下の「減免額の計算式」のとおり 〕

「減免額の計算式」

$$\text{対象保険税額（*1）} \times \text{減額又は免除の割合（*2）} = \text{減免額}$$

（*1）対象保険税額... 『主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額』の『世帯の前年の合計所得金額』に占める割合を保険税額に乗じた額

（*2）減額又は免除の割合

前年の合計所得金額（生計維持者）	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少したことによる国保税の減免実績

（単位：世帯、円）

前年の合計所得金額（生計維持者）	減免の割合	令和2年度分		令和元年度分	
		件数	金額	件数	金額
300万円以下であるとき	全部	93	13,032,000	81	1,416,600
400万円以下であるとき	10分の8	14	3,612,300	13	393,400
550万円以下であるとき	10分の6	4	682,100	3	71,600
750万円以下であるとき	10分の4	1	337,800	1	10,900
1,000万円以下であるとき	10分の2	0	0	0	0
合 計		112	17,664,200	98	1,892,500

3 減免対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日（遡及適用可）

4 財源措置 4/10補助

特別調整交付金（4/10）

5 申請方法及び受付

国民健康保険税納税通知書の発送後に、郵送又は窓口で申請受付

6 市民への周知

国民健康保険税納税通知書送付時、被保険者証更新時の同封チラシ及び7月広報、ホームページ等に掲載

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への 傷病手当金の支給について（適用期間の延長）

1 概要

国保に加入している被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いのある者に傷病手当金を支給するもの。

2 対象者（令和2年度と同様）

次のすべてに該当する者

- (1)市の国民健康保険に加入している者
- (2)勤務先から給与の支給を受けている者（自営業者や個人事業主は対象になりません）
- (3)新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状によりその疑いがあるため、就労できなかった期間がある者
- (4)就労できなかった期間について、給与の全部又は一部が支給されない者

3 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から、その労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日（4日目が令和2年1月1日から令和3年9月30日までの期間に属すること）

4 支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷直近の継続した3か月間の就労日数）×3分の2×支給対象となる日数

ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

5 適用期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で、療養のための就労に服することができない期間

ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月までとする。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要（令和3年6月4日可決）

改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」（令和2年12月15日閣議決定）等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正を行う。

改正の概要

1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

（1）後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し

【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上（ ）であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上）。政令で規定。

長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

（2）傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

（3）任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

2. 子ども・子育て支援の拡充

（1）育児休業中の保険料の免除要件の見直し

【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

（2）子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入

【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料税について、子ども未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

3.生涯現役で活躍できる社会づくりの推進予防・健康づくりの強化

保健事業における健診情報等の活用促進

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

4.その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。

【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】等

施行期日

令和4年1月1日ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

議題等へのご意見に対する回答書

(令和3年度第1回射水市国民健康保険運営協議会 書面開催)

議題1 令和2年度国民健康保険事業特別会計決算見込について	
意見・質問 <p>この度の保険税率の改正により、財政調整基金残高は、今後どのように改善するのかを短期でも予測できれば安定した国民健康保険の収支を確立できるのではないかと思います。</p>	回答 <p>本年2月に開催しました国民健康保険運営協議会において、「別紙 保険税率改定後の基金残高(見込)」の【案2】令和3～5年度の3年間で、毎年改定する場合(令和3年度応益割のみ値上げ)により、令和6年度末までの基金残高見込みについて資料で示してあります。</p> <p>今後は、令和3年度決算状況から各年度の決算時期において、この基金残高の推計と決算状況を比較した資料を添付します。</p>

議題2 国民健康保険の現況について	
意見・質問 <p>高齢化によって診療費が高くなっているのですか。</p>	回答 <p>令和2年度における年齢別の被保険者一人当たり医療費の状況では、</p> <p>高い順から</p> <ul style="list-style-type: none">70歳から74歳で47万円50歳から59歳で41万3千円60歳から69歳で35万4千円40歳から49歳で26万3千円30歳から39歳で15万円となっています。 <p>診療費が高い要因としては、年齢が高くなるにつれて、複数の疾患を持っていることや、一人当たりの罹患率が高くなる傾向にあると考えています。</p>

議題3 保健事業について	
<p>意見・質問</p> <p>特定健診の受診率について、高齢者の中にはかかりつけ医による定期的な健診で受診する必要がある人がいるのではないのでしょうか。</p>	<p>回答</p> <p>本市では、特定健診の受診率向上や効果的な保健事業の実施に向け、かかりつけ医との連携による治療中患者の診療情報提供事業を実施しています。</p> <p>特定健診は、対象者本人が定期的に自らの健診データを把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒となることが期待されることから、まずは特定健診を受診するよう呼び掛けています。その上で、受診を希望されない方については、かかりつけ医での診療における検査データの提供を受け、特定健診の結果データとして受診率にカウントし、各種保健事業に活用しています。</p>

議題4 (2)傷病手当金の支給について	
<p>意見・質問</p> <p>3 支給対象期間、4 適用期間についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大の折、延長が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>回答</p> <p>国においては、8月5日付けで新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について、適用期間を令和3年10月1日から同年12月31日までの期間についても支援の対象とすることとしています。</p> <p>本市においても国の基準の変更に伴い、適用期間の終期を本年12月31日まで延長するための所要の改正準備を進めています。</p>